

## 道路法第24条「道路工事施工承認」に関する要領

### 1章 一般事項

#### 1 道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路工事は、当該道路を管理する者（以下、「道路管理者」という。）が行うものですが、道路法第24条では、「道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。」と規定しています。

これに基づき、金沢市道に関する工事を行おうとする道路管理者以外の者（以下、「申請者」という。）は、道路管理者である金沢市（道路管理課）との事前の協議を経て「道路工事施行承認」の申請を行う必要があります。また、道路管理者は、申請を受け工事等を承認するときには、その旨を書面で申請者へ通知します。

工事完成後、申請者は、速やかに工程写真（着工前、完成後写真を含む）を添付のうえ、工事完成届を道路管理者へ提出し、検査を受けなければなりません。

##### 【主な工事】

- ・車両乗り入れのための歩道切り下げ工事（新設、撤去、移設）
- ・架橋設置及び撤去に伴う道路付属物（転落防止柵等）の撤去及び設置工事
- ・道路排水整備のための側溝工事
- ・道路占用物を起因とする道路沈下を補修するための舗装工事
- ・開発行為に伴う各種道路内工事

##### 道路法

##### 第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、[中略]道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で、政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

##### 第57条（道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用）

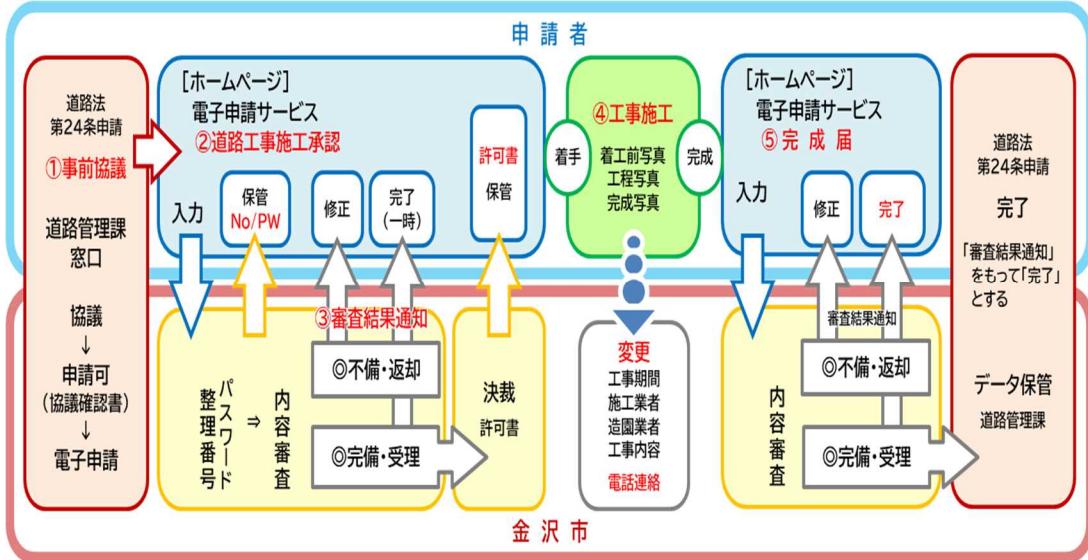
第24条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

#### 2 一般的注意事項

法第24条「道路工事施行承認」の申請にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 現地調査を必ず行い、設置基準や構造基準を順守し、道路管理上又は交通安全上の支障がない計画としてください。
- (2) 地下埋設物などの調査を行い、本件工事に伴い支障が生じる場合には、各施設の管理者と協議し、移設又は防護を行ってください。
- (3) 原則として、接道（車道又は歩道）の構造物の高さは変更せず、高さ調整は民地側で行ってください。
- (4) 特例の処置を行う場合は、そのやむを得ない理由や念書を添付するものとし、また、第三者との利害関係が生じるものについては、関係者の同意書を添付してください。
- (5) 街路樹の移植を含め工事等に係る一切の費用は、申請者が負担することになります。
- (6) 虚偽の申請があった場合、原形に復旧していただくことになります。
- (7) 事前協議で「申請可」となったのち、「金沢市電子申請サービス」により申請してください。

### 3 手続きの流れ



#### (1) 事前協議

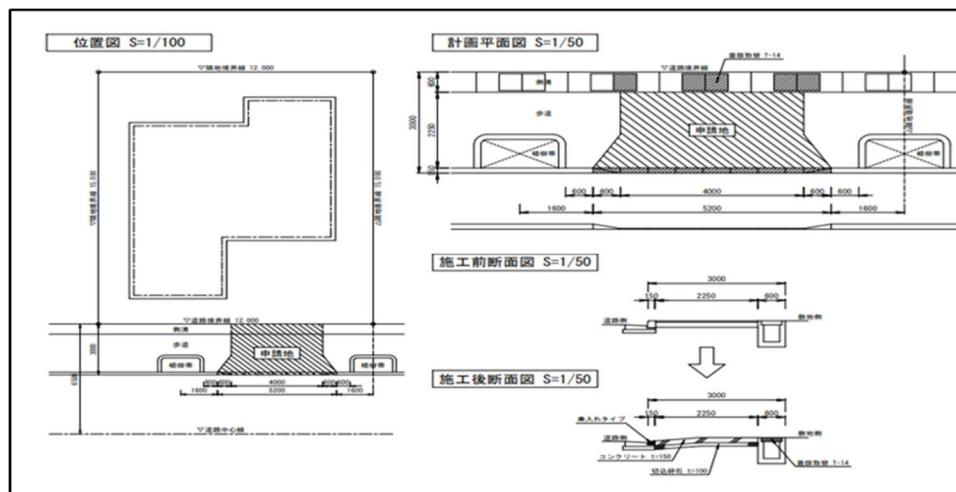
- 相談及び事前協議は、金沢市道路管理課の窓口で行います。  
・協議日時を道路管理課（076-220-2319）へ連絡してください。
- 申請用資料（工事の必要性及び工事内容が分かる図面、写真など）を持参してください。  
  - 見取図：工事箇所が金沢市内の地名を特定できる図面
  - 位置図：工事箇所と道路構造物の位置関係を表す図面
  - 移植先位置図：緑と花の課協議により決定した移植先を表す図面（移植がある場合）
  - 土地利用図：工事の必要性を表す図面（特例の場合、やむを得ない理由を記載）
  - 平面図：工事内容の詳細（寸法）を表す図面
  - 断面図：構造物の断面、舗装構成、詳細（寸法）を表す図面
  - 構造図：製品の構造、詳細（寸法）を表す図面
  - 現況写真：工事箇所の正面及び側面から撮影
- 街路樹の移設及び撤去が必要なときは、移植先や方法などを緑と花の課と協議してください。
- 転落防止柵等の撤去は、水路架橋を許可されていることが前提であり、内水整備課と法定外公共物使用等許可申請について協議してください。

※協議が整ったときに「申請可」とした「協議確認書」を交付します。

※協議確認書及び持参の申請用資料はスキャンさせて頂き電子申請内容審査用に保管します。

※協議確認書交付後でも新たな訂正箇所が判明したときには、修正を依頼します。

《例》乗り入れ工事（図面分割可）



## (2) 電子申請

- a 「金沢市電子申請サービス」にログイン、「道路工事施工承認」を選択し必要項目を入力してください。
- b 「(1)事前協議 b」に記載の申請用資料及び協議確認書並びに必要に応じて同意書等の書類を添付してください。
- c 入力後、「確認」へ進み、不備がある箇所は、黄色で表示されるので修正し、不備がなければ「申し込む」へ進んでください。

※申し込み後即座に、「申込内容照会 URL」「整理番号」「パスワード」が記載されたメールが送付されます。今後の手続きを円滑に進めるために重要なデータですので保存願います。

## (3) 内容審査（審査結果通知・承認書）

- a 内容を審査し、不備の場合は「返却」、完備の場合は「完了」の審査結果が送付されます。
  - ・「返却」されたときには、電子申請に戻り修正入力又は差し替えを行ってください。
  - ・「完了」が送付されたのち概ね2週間以内に「承認書」が交付されます。
- b 承認書はPDFにて送付されますが、紙原本が必要な場合は道路管理課へ取りにきてください。

※ここでの「完了」は、申請手続上の一時的な表示です。

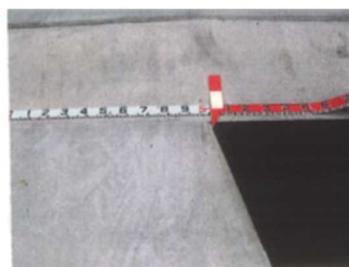
## (4) 工事施工

- a 承認書が交付されてから工事に着手してください。
- b 工事では、完成届添付用の着工前写真、工程写真、完成写真を撮影してください。
- c 次の内容に変更があったときには、電話にて道路管理課へ連絡してください。
  - ・工事期間
  - ・施工業者
  - ・造園業者
  - ・工事内容（再協議）

## (5) 完成届

- a 工事が完成したときには、保存した「申込内容照会 URL」にて電子申請を開き「修正する」のタブから、「(2)電子申請」同様に申請してください。
- b 申請内容は、「(3)内容審査 a」同様により、審査結果が送付されます。  
※審査結果通知の「完了」をもって、当該申請の完了となります。
- c 完成届添付書類には、次の完成写真を添付してください。
  - ・着手前及び完成写真（着手前完成後の対比）
  - ・施工状況写真（埋設部採寸及び工程）
  - ・安全管理写真・使用材料写真・品質管理写真・出来形管理写真（リボンテープ等計測）
- d 街路樹移植については「街路樹移植工事完成届」ほかを緑と花の課へ送付してください。

《例》出来形管理写真



## 2章 乗り入れ工事

### 1 道路交通法第17条（通行区分）

道路交通法第17条第1項では、「車両は、歩道又は路側帯（以下「歩道」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するため、やむを得ない場合において歩道を横断するときは、この限りでない。」と規定しています。乗り入れ工事は、「ただし書き」に基づき許可するものですが、歩道の本来の目的から、箇所数は少なく、乗り入れ幅は狭く、必要最小限としなければなりません。

また、通常の歩道は、自動車が通行する構造となっていないので、申請者は、道路管理者の承認を受け、乗り入れ箇所の構造を補強する必要があります。

#### 道路交通法 第17条(通行区分)

車両は、歩道又は路側帯(以下この条において「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

### 2 乗り入れの規模

#### (1) 乗り入れ箇所数

乗り入れは、対象施設に1箇所を原則とします。ただし、出入口を分離する必要がある施設など特別の事情のあるときには、協議により2箇所まで承認する場合があります。

なお、この場合、特例の処置を行う場合に該当し、そのやむを得ない理由を添付する必要があります。

出入口を分離する必要のある施設など特別の事情のある場合とは…

乗り入れ車両が多い施設で、出入口を分離又は2箇所設置することで、道路通行車両及び歩行者への障害が少なくなると判断される場合をいいます。

【例】大規模な店舗、トラックターミナル、ドライブイン、ガソリンスタンド、広い間口を有するコンビニエンスストア、ドラッグストアなど

#### (2) 車道と歩道の交差角

原則として車道に対して直角に設けるものとします。ただし、乗り入れを2箇所設け出入口を分離する場合で、斜め横断が適当な場合は、道路管理者の判断により、交差角45°まで承認することがありますが、歩道横断延長が長くなるため、積極的に承認するものではありません。

#### (3) 乗り入れの離隔距離

同一敷地又は施設に2箇所の乗り入れを設置する場合は、その離隔距離は5.0m以上確保してください。また、隣接土地の境界からの離隔距離は0.9m以上を原則とし、やむを得ない理由がある場合は、0.6mまで縮小することができます。ただし、切り下げブロックの突き合わせとなるときには、乗り上げ防止対策を講じることが望まれます。なお、0.6m以上の離隔がとれない場合は、隣接地権者の同意書を提出してください。

#### 乗上防止対策（例）



黄色着色



ソフトコーン



デリネーター

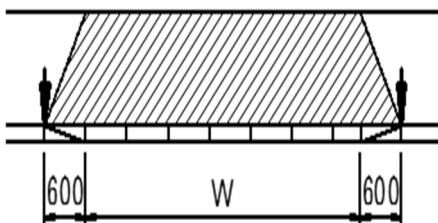
(4) 乗り入れの種別及び規格

表-1 乗り入れ規格表

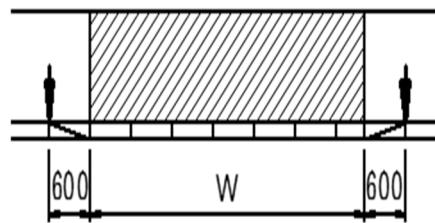
種別	車種※	乗り入れ幅	側溝蓋版荷重	摘要
I 種	小型車、小型貨物自動車等 (0.35t 積以下)	4.0m 以下 [5.0m 以下]	T-14	
II 種	普通貨物自動車等 (6.5t 積未満)	6.0m 以下 [8.0m 以下]	T-14	
III 種	大型貨物自動車等 (6.5t 積以上)	10.0m 以下 [12.0m 以下]	T-25	乗り入れ幅の [下段] は、特 例の処置であ り、その理由を 添付すること

- ※ 車種はいずれも単車の場合であり、トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮  
することができる。
- ※ I 種の車種は、全長 5.3m 以下の普通車をいう。道路運送車両法施行規則による「小型車等」  
とは全長 4.7m 以下、全幅 1.7m 以下、全高 2.0m 以下、排気量 2,000 cc 以下（ガソリン）、最  
大積載量 2.0t 以下をいう。
- ※ II 種の車種は、I 種、III 種以外をいう。
- ※ III 種の車種は、6.5t 積み貨物自動車以上の大きさの車種をいう。

マウンドアップ型



フラット型



乗り入れ幅は、出入りに支障のない範囲で上記の値より縮小するものとする。

・ I 種の車種の出入が殆どであるが、不特定多数の出入りがあり、乗り入れ部で頻繁に車両が  
交差する施設において、道路通行車両及び歩行者への支障が少なくすることができると判断  
されるときには、II 種の乗り入れ幅 (6.0m 以下) まで拡張を認めるものとする。ただし、この  
場合、II 種の乗り入れ構造としなければならない。

【例】広い間口を有するコンビニエンスストア、ドラッグストアなど

### 3 乗り入れの位置

#### (1) 乗り入れ設置の可否

乗り入れは、民地側に車庫、駐車場、その他自動車の保管、駐車場がある箇所であることが  
大前提となります。よって、民地側に駐車スペースがない場合は、歩道や官地内に駐車するこ  
とが想定されるため、承認できないことがあります。

#### (2) 設置できない箇所

a 横断歩道又は、自転車横断帯（停止線がある場合は、停止線から横断歩道までの間も含む）  
の中及び前後 5m 以内の部分

b \*トンネル坑口、スノーシェッドその他これに類するものの端部 50m 以内の部分

c \*バス停留所の中、ただし、停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から  
前後 10m 以内の部分

d \*横断地下道の出入り口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分

e 交差点（総幅員 7m 以上の道路の交差する交差点をいう）の中及び道路の曲がり角（停止線がある場合は停止線）から 5m 以内の部分

f \*バス停車帯の部分

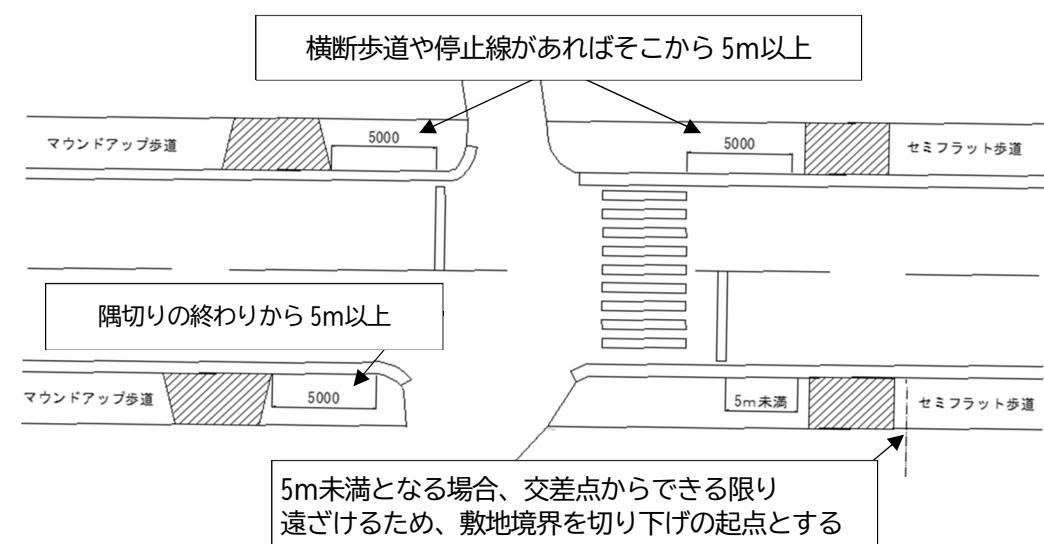
g 橋梁の部分

h 横断防護柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く

i 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占用者が移転を認め申請者が移設する場合は除く

j 交差道路（総幅員が 7m 未満の道路との交差をいう）と隣接する場合は、道路の曲がり角から 2m 以内の部分

※ 個人住宅等のための I 種乗り入れであり、自動車の出入り頻度が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、b から d、f は適用しないことができます。



### (3) 交通管理者の意見聴取

その他交通安全上の危険となる箇所については、交通管理者の意見も聞く必要があります。交通安全上危険となる箇所の主な事例は以下のとおりとします。

- ・立体交差点におけるランプ部
- ・側道、副道を横断する箇所
- ・橋梁取り付け部

## 4 舗装構成

### (1) 乗り入れ部舗装構成

乗り入れ部の標準舗装構成は表-2 のとおりです。

表-2 乗り入れ舗装構成

(単位:cm)

種 別	コンクリート舗装		アスファルト舗装		インターロッキング舗装		
	表層 コンクリート $\sigma_{28}=21\text{Nmm}^2$	路盤 切込碎石 C-40,RC-40	表層 アスファルト 密粒度 As20F	路盤	表層 インターロッキ ングB	下地 モルタル	路盤
I 種	15	10	5	コンクリート 舗装上にアス ファルト表層 を舗設	8 (6)	2	コンクリート 舗装上にイン ターロッキン グ表層を築造
II 種	20	20					
III 種	25	25					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート舗装を基本とする。</li> <li>・景観に配慮すべき地区において、コンクリート以外の舗装とする場合は、コンクリート舗装の上にアスファルト舗装、インターロッキング等の表層を整備する。(インターロッキング等：平板ブロック)</li> <li>・インターロッキング舗装の整備地区において、同仕様のブロックが手配できない場合などは、スタンプコンクリートにより仕上げることを認める。</li> <li>・その他の特殊舗装区間については、前後の歩道舗装と合わせた舗装を行う。</li> <li>・III種において、重量車両が頻繁に出入りする場合は、鉄筋、鉄骨による補強、目地を施工するなど、破損防止を施すものとする。</li> <li>・二期線部及び拡幅予定地などの歩道と官民境界との間の舗装構成は、別途道路管理者と協議する(歩道部がコンクリート舗装でも、歩道と官民境界の間はアスファルト舗装でもよい)。</li> <li>・乗り入れ舗装の舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用する。</li> <li>・コンクリート舗装の生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) <math>\sigma_{28}=21\text{Nmm}^2</math>以上とする。</li> <li>・路床土は良質土を用いるものとする。</li> <li>・路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーラン(再生碎石含む)を用いるものとする。</li> <li>・路面は積雪や降雨時においても滑りにくい仕上げとする。</li> </ul>							

### (2) 歩道部舗装構成

歩道一般部の標準舗装構成は表-3 のとおりです。

表-3 歩道一般部舗装構成

(単位:cm)

種 別	コンクリート舗装		アスファルト舗装		インターロッキング舗装		
	表層 コンクリート $\sigma_{28}=18\text{Nmm}^2$	路盤 切込碎石 C-40,RC-40	表層 アスファルト 密粒度 As(13)	路盤 切込碎石 C-40,RC-40	表層 インターロッキ ングB	下地 サンド (モルタル)	路盤 切込碎石 C-40,RC-40
構 成	7	10	3	10	6	2	10
影響幅	影響幅は10cm以上とし、十分な締固め密度が得られる復旧幅とする。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧の範囲は、絶縁線の位置、破損状況などの周囲状況から決定する。</li> <li>・その他の特殊舗装区間については、前後の歩道舗装と合わせた舗装を行う。</li> <li>・コンクリート舗装の生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) <math>\sigma_{28}=18\text{Nmm}^2</math>以上とする。</li> <li>・路床土は良質土を用いるものとする。</li> <li>・路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーラン(再生碎石含む)を用いるものとする。</li> <li>・路面は積雪や降雨時においても滑りにくい仕上げとする。</li> <li>・フラットタイプの歩道において、乗り入れ部を閉塞する場合には、原形の舗装に復旧することを原則とする。ただし、状況(コスト除く)によっては乗入舗装のまとまることができる。</li> </ul>							

(3) 車道部舗装構成

a 車道部(アスファルト舗装)の標準舗装構成は表-4のとおりです。

表-4 車道部(アスファルト舗装)舗装構成

(単位:cm)

種 別		L 交通①	L 交通②	A 交通	B 交通	C 交通
表 層	密 粒 度 A s ( 2 0 F )	5	5	5	-	-
	密粒度 As(20F)DS $\geq$ 1500	-	-	-	5	5
基 層	粗 粒 度 A s ( 2 0 )	-	-	-	5	10
上 層	A s 安 定 处 理	7	-	7	7	7
	粒 調 碎 石 M - 3 0	3	15	3	3	3
下 層	切込碎石 C-40・RC-40	15	20	35	40	55
路床	良 質 土	設計C B R=3以上				
影響幅	路 盤 厚 ( 計 )	25	35	45	50	65

b 車道部(コンクリート舗装)の標準舗装構成は表-5のとおりです。

表-5 車道部(コンクリート舗装)舗装構成

種 別		厚さ	摘 要	
表 層	コ ン ク リ ー ト 曲げ 4.5-2.5-40 N	15cm 以上	現況調査を行い協議のうえ決定する。 A 交通 20cm、B 交通 25cm、C 交通 28cm	
	切込碎石 C-40・RC-40	10cm 以上		
影響幅	影響幅は 10cm 以上とし、十分な締固め密度が得られる復旧幅 (1m 以上) とする。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧の範囲は、絶縁線の位置、破損状況などの周囲状況から決定する。</li> <li>・溶接鉄筋、目地等の設置については、「国土交通省・北陸整備局の標準設計」を参照すること。</li> </ul>				

c 車道部(インターロッキング舗装)の舗装構成は、「国土交通省・北陸整備局の標準設計」を基本としますが、当該箇所が「金沢市歩ける道筋整備事業」により整備されたものは、「同概要説明書」に記載の構造が優先します。

## 5 小構造物

### (1) 側溝及び側溝蓋

乗り入れ箇所に側溝（内幅 60 cm以内）がある場合は、側溝及び蓋を補強してください。水路（内幅 60 cm超）がある場合は、内水整備課と協議してください。

- a I 種、II 種乗り入れは、14t 対応の側溝及び蓋版を設置しなければならない。ただし、乗り入れ箇所の移設の場合、既設蓋版に破損がなく、適応する仕様以上のものであれば、現場発生品の入れ替えにて対処することができる。
- b III 種乗り入れは、重車両の通過や多数の車両の乗り入れが想定されるため、25t 対応の横断用側溝を設置し、25t 対応の蓋版を設置しなければならない。
- c 道路排水を受けるため、5m当たり 50cm/1 枚の間隔でグレーチング蓋を設置しなければならない。
- d 民地側の雨水ほか排水は、道路に流れ込まないようにしなければならない。消雪装置などを設置している場合には、民地から道路へ水が流れ出る箇所にグレーチング蓋を設置しなければならない。

## (2) 道路境界

申請工事により境界ピンの設置（新設・復旧）が生じた場合は、道路管理課から境界ピンを支給しますので、申請者の負担で設置してください。既設のピンが再利用可能であれば使用することができます。ただし、官民の境界が明らかな場合に限ります。

## (3) その他道路構造物

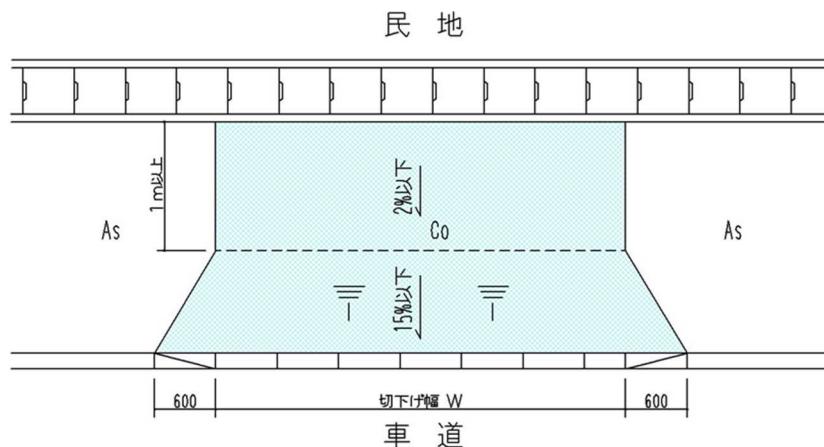
その他、道路構造物の仕様などは、「国土交通省・北陸整備局の標準設計」を参照してください。

## 6 乗り入れ構造

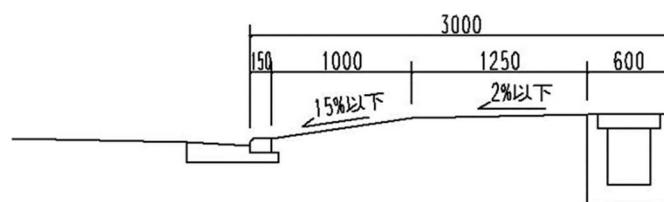
### (1) マウンドアップ型・部分切り下げ

- a マウンドアップ型歩道の部分切り下げの場合は、バリアフリーの観点及び良好な歩行空間を確保するため水平（2%以下）区間を1m以上確保しなければならない。  
ただし、狭小な歩道の場合は、水平（2%以下）区間1mに側溝部を含めることができるものとする。
- b 車両乗入横断勾配は15%以下とし、歩道高さが15cmの場合は、概ね1mで擦りつけるものとする。

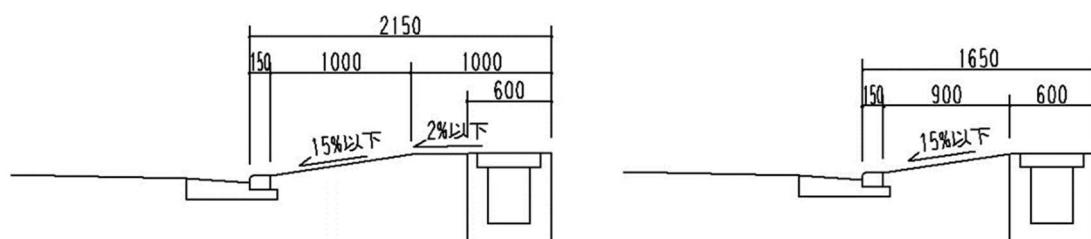
(例) 平面図



(例) 断面図



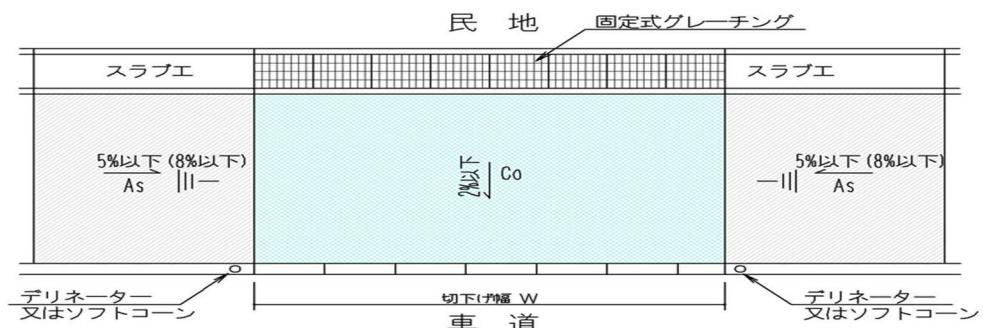
(例) 断面図《狭小歩道》



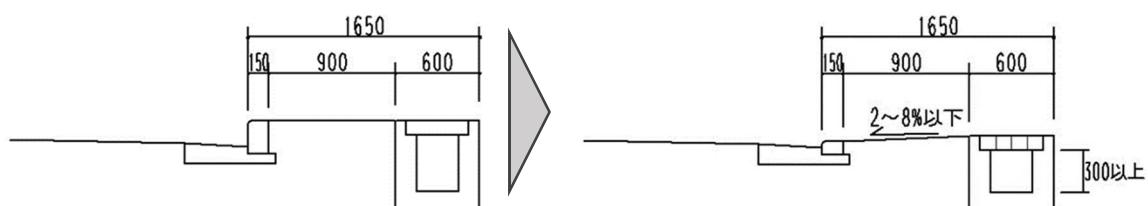
## (2) マウンドアップ型・全面切り下げ

- a マウンドアップ型で狭小な歩道の場合は、全面切り下げとすることができます。全面切り下げにより民地と段差が生ずる場合は、民地の切り下げ処理を同時に行うこととする。ただし、道路側溝が併設する場合は、必要内空断面 ( $H=300$ ) を確保しなければならない。
- b 縦断方向の擦りつけ勾配は 5%以下とし、やむを得ない理由があるときは 8%以下とすることができる。
- c マウンドアップ型の全面切り下げにおいて、隣接乗り入れ箇所までの距離が近接し、水平部が 5m 未満の場合は、歩道舗装面は連続して切り下げる。

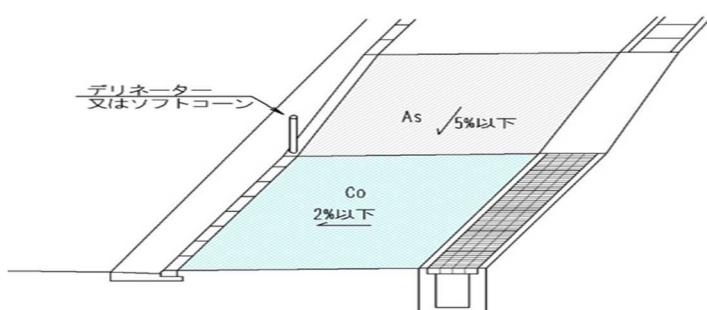
(例) 平面図



(例) 断面図

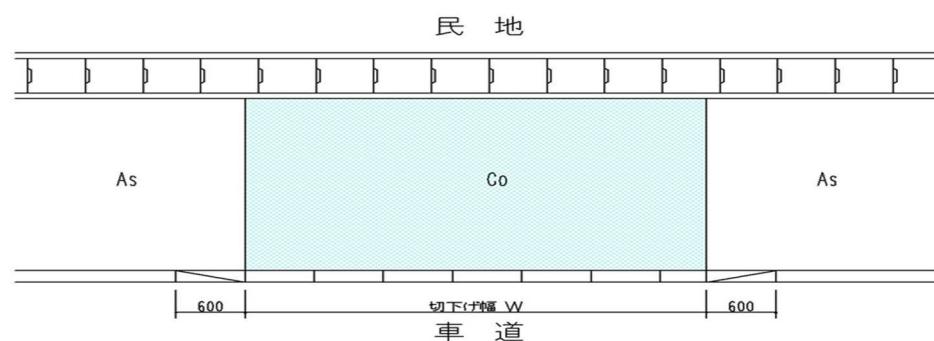


(例) 全面切り下げイメージ



## (3) フラット型

(例) 平面図



(4) 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例

- a 道路整備においては、同条例施行規則第5条による「道路に関する整備基準」を順守するものとする。
- b 石川県からの要請又は指導等の状況によっては、同条例第27条第1項による「特定公益的施設新築等工事届出書(道路)」を提出しなければならない。

**7 申請書受理のタイミング**

車両駐車の実態があることが大前提となります。つまり、民地側に駐車スペースの設置が確認できない時点では、申請を受け付けることができません。

これは、宅地造成における更地の状態では、歩道の切り下げの必要性、適正な位置や構造が判断できず、事前協議が成立しないことからです。

しかしながら、I種乗り入れに限り、ライフルラインの引き込み工事に併せ道路（歩道）内の工事を同時にすることが望ましいなど、更地の状態で設置することを強く希望するときには、以下の条件にて認めることとします。

なお、II種、III種については、原則通り土地の利用計画が確定したもののみとします。

- a 申請者（土地販売者）は、のちに土地購入者が民地側に駐車スペースを設置しないことが確定したときには、申請者が責任をもって原形復旧するものとする。また、これを誓約する書面を提出することとする。
- b 宅地として土地利用する場合においては、乗り入れの長さをI種4m以下とし、土地購入者は、設置された乗り入れに合わせ、土地の利用計画（配置）を立案しなければならない。

## 8 歩道切り下げ工事に伴う樹木の移植についての注意事項

### (1) 注意事項

- a 樹木の移植先は、同一路線内の植樹帯や植樹枠を原則とし、緑と花の課の了承を得ること。
- b 同一路線内での移植が困難な場合には、緑と花の課の指示に従うこと。
- c 移植する樹木は、移植先周辺の樹木と同じ樹種とすること。
- d 樹木の移植は、必ず造園業者に施工させるものとし、道路工事施工承認時には造園業者を決定し申請すること。
- e 移植が必要となる樹木が大き過ぎて移植が困難な場合には、代わりに小規格の樹木 ( $H=3.5m, C=0.18m$  以上) を新植することができる。ただし、緑と花の課が既存種の移植が困難と判断したときには限る。  
困難と判断する例：
  - ・根鉢がつくれない
  - ・植樹帯又は植樹枠に入らない
  - ・樹木の規格に応じた支柱ができるない
- f 移植又は新植した樹木が1年以内に枯れた場合には、すべて申請者（原因者）の負担により、速やかに樹木を撤去及び処分並びに植え替えを行うこと。
- g a～f が順守されなかった場合には、植え直し等の対応をすべて申請者（原因者）の負担により行うものとする。

### (2) 申請及び完成の資料

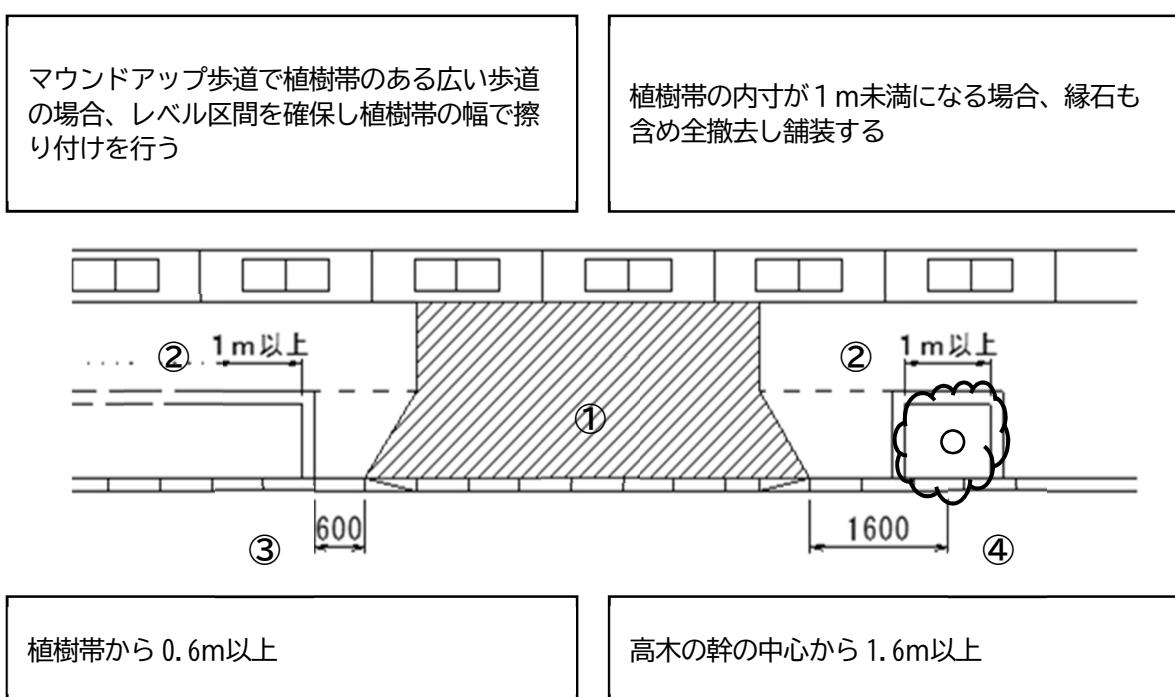
電子申請には、緑と花の課協議により決定した箇所を表す図面「移植先位置図」の添付が必要となります。同図には、移設箇所のほか「樹種」「本(株)数」「規格※」を明記してください。

※規格：高木幹周(C)又は低木幅(W)及び高さ(H)

工事完成後、速やかに「街路樹移植工事完成届」「着工前写真」「完成後写真」「移植先位置図」を緑と花の課へメールにて提出してください。

### (3) 植樹枠等施工の基本

植樹枠、植樹帯と歩道切り下げの関係の基本は、下図のとおりです。事情がある場合は、緑と花の課に相談してください。



### 3章 転落防止柵等の撤去工事

#### 1 転落防止柵等撤去の許可

ガードレール、ガードパイプなどの転落防止柵や横断防止柵（以下、「転落防止柵等」という。）の撤去は、その必要性が明確であり、撤去後の安全性が確保される場合にのみ許可することができます。撤去の必要性と撤去後の安全性が確保される場合とは、次表のとおりです。

なお、その必要性がなくなったときには、原形に復旧しなければなりません。

必要性と安全性

種 別	必要性	安全性	撤去長の基準
道路側溝	歩行者及び車両の出入りのため	固定式側溝蓋の設置	必要最小限 法32条占用の場合有り
水路敷	歩行者及び車両の出入りのため	法定外公共物使用等許可申請に基づく架橋	人：2m以下 車：4m以下
歩道乗入	車両の出入りのため	2章乗り入れ工事の申請に基づく工事	2-2-(4)の基準による
のり面	歩行者の出入りのため	踊り場の設置、車止めの設置	必要最小限
仮設工事	河川工事等の仮設道路設置のため	仮設道路の設置、工事期間中の安全管理	必要最小限

#### 2 法定外公共物使用等許可申請書

水路敷は「法定外公共物」として、金沢市が所有しているものであり、水路の上に橋を架ける場合には、使用等許可の申請が必要となります。

この申請は、内水整備課にて手続きを行うものであり、架橋が認められた範囲のみ転落防止柵等を撤去することができます。

よって、架橋に伴う転落防止柵等の撤去については、「法定外公共物使用等許可申請」の許可日以降から法第24条の申請が可能となります。

ただし、内水整備課が「法定外公共物使用等許可申請」を受理し、許可の見込みが確定しているときは、その限りではありません。

また、架橋の場合には、道路法第32条「道路の占用の許可」が必要なことが一般的です。

#### 3 転落防止柵等の復旧

転落防止柵等を撤去した際の必要性がなくなったときには、原因者は、転落防止柵等を原形に復旧しなければならず、この復旧工事も、道路法第24条の申請を必要とします。

架橋が不要となったときには、金沢市（内水整備課）へ廃止届等の手続きを経て撤去しなければならず、併せて道路法第24条申請の手続きを経て、転落防止柵等の復旧を行うことになります。

なお、これらの工事に掛かる一切の費用は、原因者が負担することになります。

ただし、既に、土地所有者等がその土地の出入りのために架橋していた箇所で、金沢市が架橋部分を除き転落防止柵等を設置した路線においては、架橋部を未整備区間として取り扱うものとし、架橋撤去に併せて金沢市が転落防止柵等を設置します。

【2022.05.20 内水整備課・道路管理課より】

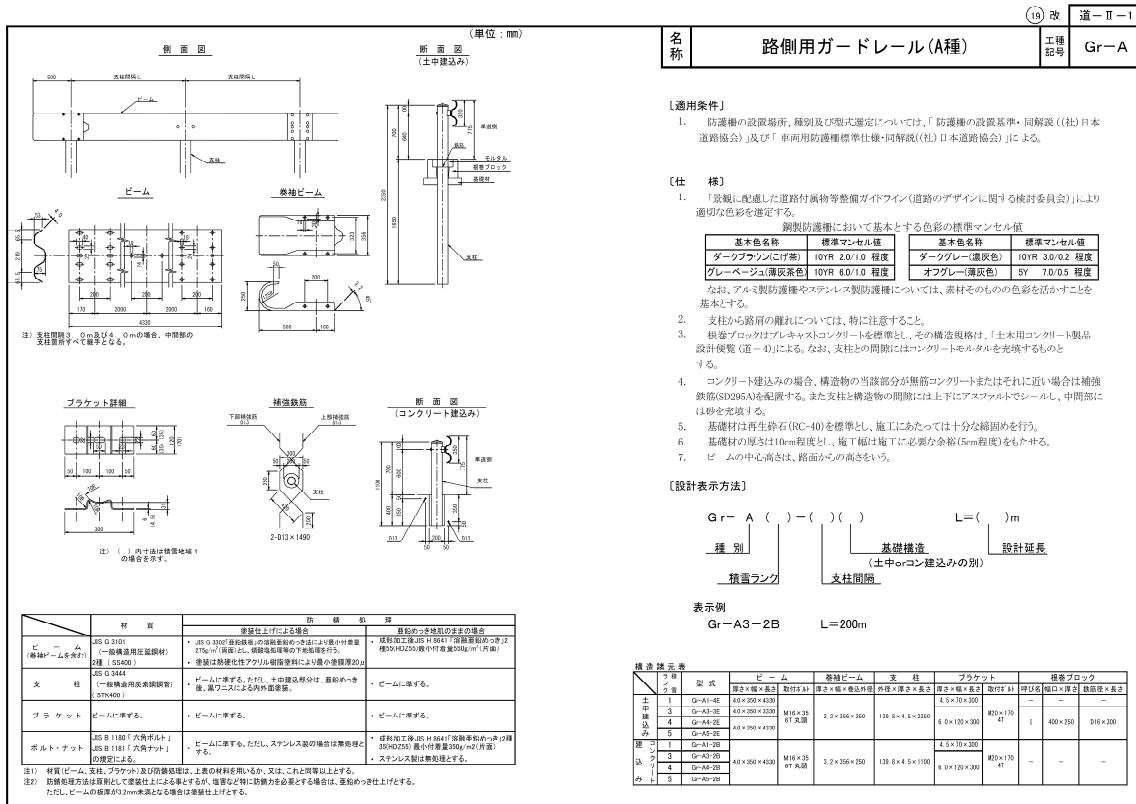
## 4 転落防止柵等の構造

転落防止柵等の復旧工事は、前後の既設構造物と同じにすることを原則とし、北陸地方整備局土木工事標準設計図を参考に施工するものとします。ただし、製品が製造されていない場合などは、道路管理課長の承認を得た同等品以上のものを設置するものとします。

### ◎北陸地方整備局土木工事標準設計図(道路編)

◇路側用ガードレール	P106~110
◇路側用ガードケーブル	P111~113
◇歩道用ガードパイプ	P114
◇歩道用ガードパイプ(横断防止柵)	P115
◇歩道用ガードパイプ(転落防止柵)	P116

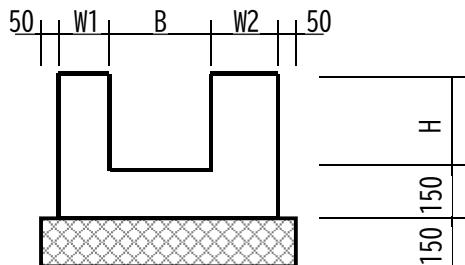
参考図(路側用ガードレール・P106)



## 4章 道路側溝等工事

### 1 場所打ち側溝工

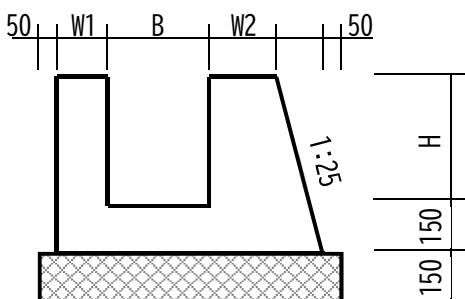
場所打ち側溝は、内幅（B）と深さ（H）に応じて、次のタイプに分けて整備するものとします。民地側側壁（W1）は150mm、道路側側壁（W2）は200mmを標準とし、内幅（B）と深さ（H）の関係は、「 $2B \geq H$ 」でなければなりません。なお、民地側側壁（W1）が土地所有者の財産であり、道路区域外にある場合があります。この場合、道路管理者の権限が及ぶものではありませんので注意しなければなりません。



【タイプA】最小断面側溝

B=300 H=300 W1=150 W2=200

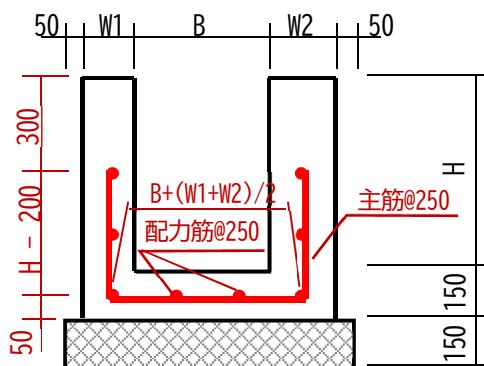
- ・躯体コンクリート工：18-8-40
- ・基礎碎石工：再生碎石 RC-40



【タイプB】重力擁壁型側溝

B=300 H=300～500 W1=150 W2=200

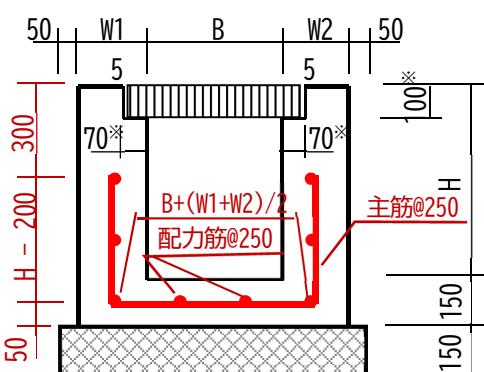
- ・躯体コンクリート工：18-8-40
- ・基礎碎石工：再生碎石 RC-40



【タイプC】有筋型側溝

B=350 以上 H=500 以上 W1=150 W2=200

- ・躯体コンクリート工：18-8-25
  - ・基礎碎石工：再生碎石 RC-40
  - ・鉄筋工：D13
- ◇主 筋  $l=(H-200)X2+B+(W1+W2)/2$   $N=l/250$
- ◇配筋筋  $N1=(H-200)/250\cdots$ 切り上げ  
 $N2=\{B+(W1+W2)/2\}/250+1\cdots$ 切り上げ



【タイプD】蓋版型側溝（横断部想定）

B=350 以上 H=500 以上 W1=150(200) W2=200

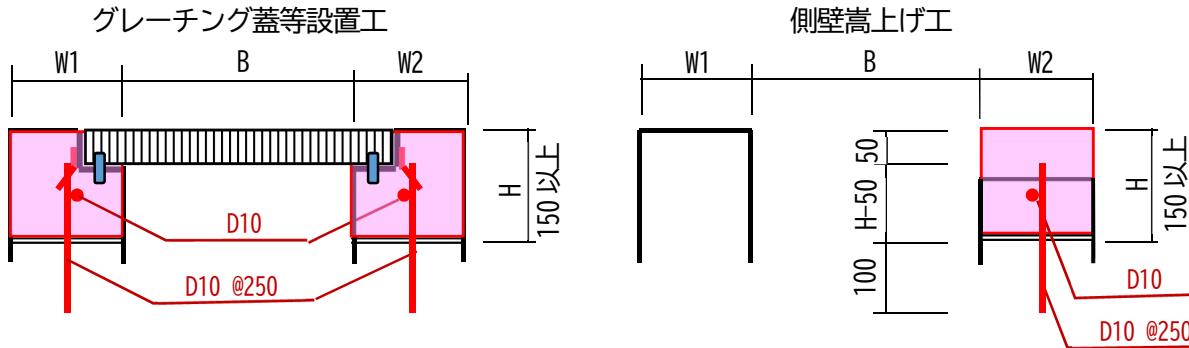
- ・躯体コンクリート：18-8-25
  - ・基礎碎石：再生碎石 RC-40
  - ・鉄筋工：D13
- ◇主 筋  $l=(H-200)X2+B+(W1+W2)/2$   $N=l/250$
- ◇配筋筋  $N1=(H-200)/250\cdots$ 切り上げ  
 $N2=\{B+(W1+W2)/2\}/250+1\cdots$ 切り上げ

※印…蓋版寸法により変更あり

横断側溝など側溝上部を車両が通行する箇所は、表層以下に築造することを原則とし、路肩部（横断端部）に管理用の集水樹又はグレーチング蓋を設置することとします。

## 2 側溝側壁等改修工

側壁の改修をする際は、新たに打設するコンクリートの高さを 150mm 以上としなければならず、差し筋 (D10 以上) を 250mm 以下の間隔で施すこととします。



主たる目的が敷地出入用の蓋版設置の場合は、道路法第 32 条の道路占用許可申請に伴う工事として取り扱うものとし、道路法第 24 条申請は不要とします。

## 3 L型側溝工

L型側溝は、北陸地方整備局土木工事標準設計図を参考に施工するものとしますが、多種であることから現場状況に応じて施工しなければなりません。また、道路排水を集水溝又は側溝へ誘導しなければならず、道路の縦断勾配が整っている必要又は整える必要があります。

### ◎北陸地方整備局土木工事標準設計図（道路編）

#### ◇ L型側溝 P100

a 種		(単位:mm)		名 称		道-I-1											
				L形側溝		工程 記号											
						La~Ld											
【適用条件】																	
1. 主として歩道道端界、又は中央分離帯、路肩等に設置する。 2. a種・c種(現場打ち)、b種・d種(プレキスト)の選定は省力化、工期、片側供用などを勘案し決定する。 3. 緑高Hは、原則として20cm(中央分離帯は25cm)とする。 4. 水抜きが必要な場合は、水抜き孔を設けることとする。																	
【仕様】																	
1. 構造規格は、JIS A 5371、5372及び土木用コンクリート製品設計便覧(道-I-1)による。 2. a種・c種のブロック、b種・d種の製品長は、2.0mを標準とする。 3. 現場打ちコンクリートの配合規格は、下表のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び強度</th> <th>スランプ</th> <th>粗骨材の最大寸法</th> <th>水セメント比</th> <th>セメントの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1R</td> <td>80mm以上170mm</td> <td>95mm又は40mm</td> <td>60%以下</td> <td>高炉セメント (B種)</td> </tr> </tbody> </table> <small>ただし、上記配合規格以上のものを使用する場合は、同等とみなす。</small>								呼び強度	スランプ	粗骨材の最大寸法	水セメント比	セメントの種類	1R	80mm以上170mm	95mm又は40mm	60%以下	高炉セメント (B種)
呼び強度	スランプ	粗骨材の最大寸法	水セメント比	セメントの種類													
1R	80mm以上170mm	95mm又は40mm	60%以下	高炉セメント (B種)													
4. 基礎材は再生砕石(RC-40)を標準とし、施工にあたっては十分な締めを行う。 5. 基礎材の厚さは10cm程度とし、施工幅は施工に必要な余裕(5~10cm)をもたらせる。 6. ブロック・L型の縫目はモルタル接合(5~10mm)または同等以上の止水性材料による接合とする。 7. 場所打ち部については約10m間隔に目地を設け、厚さ10mm程度の沥青繊維質目地板を使用する。 8. 歩道部に防草効果を求める際にはブロックに切込みを設けることができる。																	
【設計表示方法】																	
$L ( ) - ( ) - \ell ( ) \quad L = ( ) m$ <small>a,b,c,d種別</small>																	
表示例																	
$L_c = 150 - \ell 2000 \quad L = 24\text{ m}$																	

## 4 自由勾配側溝工

道路側溝は、開渠であることが原則であることから、自由勾配側溝の採用にあたっては、狭隘道路の改善など、その必要性を精査しなければなりません。

整備工事は、北陸地方整備局土木工事標準設計図を参考に施工するものとします。なお、基礎コンクリートは、ワイヤーメッシュ（溶接金網φ6@150）を入れ、ひび割れによる不等沈下を防止しなければなりません。ただし、PC板の使用を妨げるものではありません。

蓋版は、5m当たり 50cm/1枚の間隔で、グレーチング蓋を設置するものとします。

## ◎北陸地方整備局土木工事標準設計図（共通編）

### ◇自由勾配側溝（プレキャスト） P10~11

(19) 改 共-I-10																					
名 称	自由勾配側溝（プレキャスト）	工種 記号	FU																		
【適用条件】																					
1. 一般車両 (T-25「後輪1軸荷重100kN」) を考慮する箇所に使用する。 2. 施設の形状及び寸法を考慮し、1. の条件箇所以外にも必要に応じて使用する。 3. 直線コンクリート蓋（プレキャスト）を標準とする。																					
【仕 様】																					
1. 当規格では、「土木用コンクリート製品設計便覧（共-I-6）」による。 これによらない場合は協議を要する。 2. 規格で使用するコンクリートの混合規格は、下記のとおりとする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格</th> <th>呼び深度</th> <th>スランプ</th> <th>粗骨材の 最大寸法</th> <th>水セメント比</th> <th>セメントの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勾配コンクリート</td> <td>18</td> <td>8cm又は 12cm</td> <td>25mm</td> <td>65%以下</td> <td>高炉セメント (白灰)</td> </tr> <tr> <td>均一コンクリート</td> <td>18</td> <td>8cm又は 12cm</td> <td>20mm</td> <td>65%以下</td> <td>高炉セメント (白灰)</td> </tr> </tbody> </table>				規 格	呼び深度	スランプ	粗骨材の 最大寸法	水セメント比	セメントの種類	勾配コンクリート	18	8cm又は 12cm	25mm	65%以下	高炉セメント (白灰)	均一コンクリート	18	8cm又は 12cm	20mm	65%以下	高炉セメント (白灰)
規 格	呼び深度	スランプ	粗骨材の 最大寸法	水セメント比	セメントの種類																
勾配コンクリート	18	8cm又は 12cm	25mm	65%以下	高炉セメント (白灰)																
均一コンクリート	18	8cm又は 12cm	20mm	65%以下	高炉セメント (白灰)																
ただし、上記混合規格以外のものを使用する場合は、別途申明する。																					
3. 基礎材は再生砂利（RBC-4）を標準とする。施工にあたっては十分確認を行なう。 4. 基礎材及び均一コンクリートの厚さはそれぞれ10cm以上とし、施工時は施工に必要な余裕（5～10cm）をもたせる。 5. 施工はモルタル密着した状態等以下の止水性材料による密合とする。 6. 粗粒は、十分緩衝を行なう。 7. 勾配コンクリートは最小5%を確保する。																					
【設計表示例】																					
FU-B ( ) -C ( ) -L2000      L = ( ) m [幅幅] [深さ]      [設計延長]																					
表示例																					
FU-B300-C800-L2000      L=100m																					

(19) 改 共-I-11			
名 称	自由勾配側溝蓋	工種 記号	C-C-T C-G-T
【適用条件】			
1. 一般車両 (T-25「後輪1軸荷重100kN」) を考慮する箇所に使用する。 2. 既存の地形及び状況を考慮し、1. の条件箇所以外にも必要に応じて使用する。			
【仕 様】			
1. コンクリート（プレキャスト）蓋の物価基準は「土木用コンクリート製品設計便覧（共-I-6）」による。 これによらない場合は協議事項とする。			
2. 蓋は、設置箇所の状況、設置量及び清掃管理等を勘査し、鋼製蓋の設置開削を適宜決定する。 ただし、排水溝の場合は、蓋そのものが排水有效機となるので、歩行に支障ない様に配置する。			
3. ハネ上りが防止対策が必要な場合は、ボルトなどで固定するものとする。 4. 蓋の構造性格は側溝本体の性格に応じて決める。 5. 製造終了蓋（グレーティング）の塗装は、表面防錆メック JIS E 8641 とする。 6. 蓋掛け方法は落し蓋式とする。 7. 排け蓋式は落し蓋式とする。			
【設計表示例】			
C-C-T-( )-T-B-( )-L( ) N=( )枚 [種別] [幅幅] [長さ] [設計枚数]			
C : コンクリート蓋 G : グレーティング蓋			
表示例			
C-C-T-B400-L500      N=80枚			

溝幅B (mm)	コンクリート蓋 (C)			グレーティング蓋 (G)		
	単直用 (T)	単直用 (T)	参考質量 (kg)	単直用 (T)	単直用 (T)	参考質量 (kg)
300	400	95	42	400	50	95
400	500	110	61	500	65	110
500	600	125	84	600	80	125
600	700	140	111	700	100	140
800	920	160	168	910	130	160
1000	1130	180	232	1120	150	180

参考値であり、詳細は「土木用コンクリート製品設計便覧（標準図集）」を確認すること。

## 5章 舗装復旧工事

舗装復旧工事において、舗装構成は「2章4」と同様であり、復旧範囲は、占用物埋設工事に伴う舗装復旧を参考に施工するものとします。

掘削を行った場合には、交差点<sup>※1</sup>部においては交差点内すべての舗装を、直線部においては全幅を打ち替えることを原則とします。

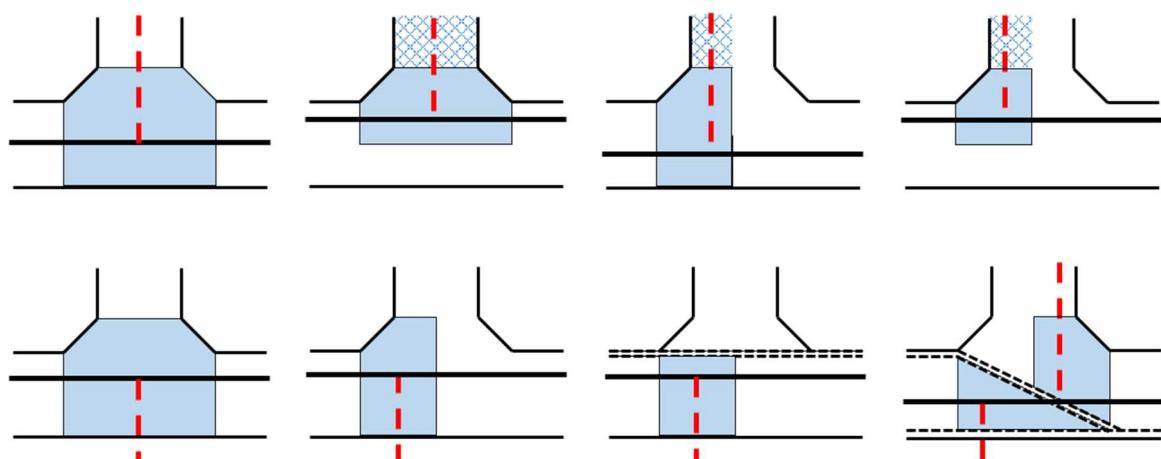
ただし、復旧長<sup>※2</sup>が絶縁線<sup>※3</sup>で区切られた範囲にある場合には、道路管理者との協議により縮小できることとします。

※1 交差点とは、隅切りを含んだ道路の交差部をいう

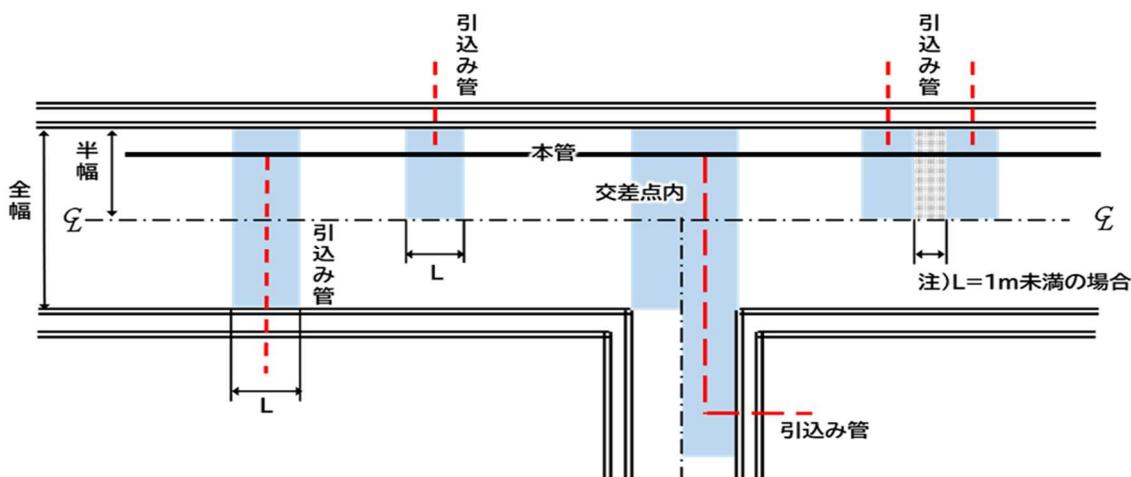
※2 復旧長とは、掘削幅に影響幅（路盤厚）を加えた長さをいう

※3 絶縁線とは、道路中央部の舗装の打ち継ぎ及び側溝や消雪配管等の構造物をいう

### ◎交差点部



### ◎直線部



注) 既設舗装の残りが、1m未満になる場合は、一体的に復旧する。

### ◎舗装経過年数による復旧長（L）の要件

- A) 0~1年の場合 L=5.0m 【全幅】
- B) 1~2年の場合 L=3.0m 【復旧幅の要件による】
- C) 2~3年の場合 L=1.5m 【復旧幅の要件による】
- D) 3年以上の場合 L=掘削幅+影響幅（路盤厚）【復旧幅の要件による】

側溝工事において、掘削幅+影響幅が路肩内に収まる場合は、これを復旧幅とすることができるものとします。

## 道路法第24条「道路工事施工承認」・電子申請内容

道路法第24条「道路工事施工承認」の電子申請において、原則として工事を必要とする者（施主）が「申請者本人」となります。

ただし、施主と工事の設計、施工などの契約関係にある、当該工事の責任を持つ者（事業者）も「申請者本人」となることができます。

工事を必要とする者（施主）

工事の責任を持つ者（事業者）

◆1 「申請者本人」 項目		
申請者本人	申請者氏名 法人名	申請者が個人の場合は「氏名」を、法人の場合は「法人名」を入力してください。
	住所又は所在地	申請者が個人の場合は「住所」を、法人の場合は「所在地」を入力してください。
	法人代表者氏名	申請者が法人の場合は代表者の「氏名」を入力してください。 個人の場合は入力不要です。
	法人担当者氏名	申請者が法人の場合は担当者の「氏名」を入力してください。 個人の場合は入力不要です。
	連絡先（電話）	本件に関して、連絡の取りやすい「電話番号」を入力してください。 半角数字(0~9)で、市外局番から入力してください。ハイフンは必須となります。
	メールアドレス	申請者の「メールアドレス」を入力してください。
	本人種別	申請者本人は、次のいずれにあたるかを選択してください。 <input type="radio"/> 工事を必要とする者（施主） <input type="radio"/> 工事の責任を持つ者（事業者）

◆2 「道路工事施工承認」 項目		
道 路 工 事 施 工 承 認	申 請 日	申請日はこの電子申請を送信した「日付」となります。
	氏 名	施主の「氏名」を入力してください。 法人の場合は「代表者氏名」を入力してください。
	法 人 名	施主が法人の場合は「法人名」を入力してください。 個人の場合は入力不要です。
	住 所 又 は 所 在 地	施主が個人の場合は「住所」を、法人の場合は「所在地」を入力してください。
	連 絡 先 ( 電 話 )	本件に関して、連絡の取りやすい「電話番号」を入力してください。 半角数字(0~9)で、市外局番から入力してください。ハイフンは必須となります。
工 概 事 要	目 的 工 事 箇 所	施工の「目的」を選択してください。また、「その他」を選択した場合は、空欄に内容を入力してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両乗り入れに伴う歩道切下げの新設、撤去、移設</li> <li>・架橋工事に伴う転落防止柵の新設、撤去、移設</li> <li>・道路側溝の新設、改築などの道路排水整備</li> <li>・開発行為（宅地造成）に伴う道路整備</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>
	施 工 場 所	本工事の「施工場所」を入力してください。 施工場所は町名のほか、最寄りの「住居表示」を、住居表示がない場合は「地番」を入力してください。
	路 線 名	路線名は、「金沢市まちづくり支援情報システム【検索】」にてお調べください。
	歩 車 道 区 分	施工場所の「区分」を選択してください（複数選択可）。また、「その他」を選択した場合は、空欄に内容を入力してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道</li> <li>・車道</li> <li>・その他 例:法面、緑地など（ ）</li> </ul>
	工 事 種 別	該当する「工事内容」を選択してください。（複数選択可） また、「その他」を選択した場合は、空欄に内容を入力してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート舗装工</li> <li>・アスファルト舗装工</li> <li>・歩車道境界ブロック工</li> <li>・植樹帯、植樹枠工</li> <li>・L型側溝工</li> <li>・現場打側溝工</li> <li>・自由勾配側溝工</li> <li>・側溝蓋版工</li> <li>・ガードレール工</li> <li>・ガードパイプ工</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>
工 事 範 囲	延長 (m)	工事範囲の「延長」を入力してください。 半角数字(0~9)で入力してください。
	幅員 (m)	工事範囲の「幅員」を入力してください。 半角数字(0~9)で入力してください。
	面積 (m <sup>2</sup> )	工事範囲の「面積」を入力してください。（面積=延長×幅員） 半角数字(0~9)で入力してください。

街路樹	移植内容	移植有無	街路樹の「移植内容」を選択してください。 ・高木、低木ともに移植なし ・高木の移植あり、低木の移植なし ・低木の移植あり、高木の移植なし ・高木、低木ともに移植あり
		移植本数	移植する街路樹（高木）の「本数」を入力してください。 半角数字(1~9)で入力してください。
		移植先	街路樹（高木）の「移植先」を選択してください。 また、「その他」の場合は、移植先を入力してください。 ・新設の植樹帯、植樹枠に移植する ・同沿線上の植樹帯、植樹枠に移植する ・緑と花の課の指定地へ移植する ・その他( )
	低木	移植株数	街路樹（低木）の「移植先」を選択してください。 また、「その他」の場合は、移植先を入力してください。
		移植先	街路樹（低木）の「移植先」を選択してください。 また、「その他」の場合は、移植先を入力してください。 ・新設の植樹帯、植樹枠に移植する ・同沿線上の植樹帯、植樹枠に移植する ・緑と花の課の指定地へ移植する ・その他( )
	造園業者	法人名	街路樹を移植する「事業者名」を入力してください。
工事期間	着手日	工事の「着手予定日」を入力してください。 ※本申請を受理してから承認するまでに概ね2週間かかります。承認書が交付されてから工事に着手してください。	
	完成日	工事の「完成予定日」を入力してください。	
施工業者	確認項目	工事の施工業者は、先に入力した申請者本人か否かを選択してください。 ※申請者本人の場合、以下4項目の入力は不要です。	
	法人名	施工業者の「法人名」を入力してください。	
	所在地	施工業者の「所在地」を入力してください。	
	担当者氏名	本工事の「担当者氏名」を入力してください。今後の連絡はこちらの方に行います。	
	連絡先(電話)	本件に関して、連絡の取りやすい「電話番号」を入力してください。 半角数字(0~9)で、市外局番から入力してください。ハイフンは必須となります。	
添付書類	添付書類	・協議確認書：事前協議において「申請可」を示す書類 ・見取図：工事箇所が金沢市内の地名を特定できる図面 ・位置図：工事箇所と道路構造物の位置関係を表す図面 ・移植先位置図：緑と花の課協議で決定した移植先を表す図面（移植がある場合） ・土地利用図：工事の必要性を表す図面（特例の場合、やむを得ない理由を記載） ・平面図：工事内容の詳細（寸法）を表す図面 ・断面図：構造物の断面、舗装構成、詳細（寸法）を表す図面 ・構造図：製品の構造、詳細（寸法）を表す図面 ・現況写真：工事箇所の正面及び側面から撮影 ・同意書：関係者の同意書 ・誓約書：申請者の誓約書	

◆3 「変更内容」項目 (変更がない場合は空欄)		
変更／工事期間	着手日	変更後の「工事着手日」を入力してください。
	完成日	変更後の「工事完成日」を入力してください。
変更／施工業者	法人名	変更後の施工業者の「法人名」を入力してください。
	所在地	変更後の施工業者の「所在地」を入力してください。
変更／施工業者	担当者氏名	変更後の本工事の「担当者氏名」を入力してください。
	連絡先(電話)	変更後の施工業者連絡先を入力してください。 本件に関して、連絡の取りやすい「電話番号」を入力してください。 半角数字(0~9)で、市外局番から入力してください。ハイフンは必須となります。
変更／造園業者	法人名	変更後の街路樹を移植する「事業者名」を入力してください。

◆4 「完成届」項目		
完成届	届出日	届出日はこの電子申請を送信した「日付」となります。
工事完成	完成日	工事が完成した「日付」を入力してください。
添付書類	添付書類	次の写真等資料を添付してください。 ・着工前写真 ・工程写真：埋設部の形状、寸法が分かる写真 ・完成後写真 ・出来形写真：リボンテープ計測の写真

## 協議確認書

以下の道路法第24条「**道路工事施工承認**」について「**申請可**」とします。

発行日	令和                           年                           月                           日		
発行者	金沢市 道路管理課                           氏名:		
※協議者	所 属:   氏名:		
	連絡先:		
※申請箇所	…最寄りの住居表示等…                           金沢市		
※施主	…工事を必要とする者…                           氏名:		
摘要	修正: あり · なし	…修正「あり」の場合、以下に記入する…	

### 事前協議について

- ① 協議日時を道路管理課(076-220-2319)へご連絡ください。
- ② 工事の必要性及び工事内容が分かる設計図面、写真などの資料を持参してください。
- ③ 上表の※印の欄を記入し持参してください。

# 変更申請書

(道路法第24条「道路工事施工承認」関連)

(西暦) 年 月 日

(宛先) 金沢市長

(道路管理者)

申請者 住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

申請整理番号：\_\_\_\_\_

道路法第24条「道路工事施工承認」の軽微な変更について、次のとおり申請いたします。

※変更あり

※変更なし 記入不要

<input type="checkbox"/>	1. 工事期間	着手日	(西暦) 年 月 日
		完成日	(西暦) 年 月 日
<input type="checkbox"/>	2. 施工業者	法人名	
		所在地	
		担当者氏名	
		連絡先 (電話)	
<input type="checkbox"/>	3. 造園業者	法人名	

※ 本「変更申請書」に必要事項を記入し、次のアドレスに送信願います。

- ・上表1~3 金沢市道路管理課 : dourokanri@city.kanazawa.lg.jp
- ・上表3 金沢市緑と花の課 : midobana@city.kanazawa.lg.jp

※ 上表項目以外の重要な変更は、道路管理課窓口にて再協議が必要となります。

街路樹移植工事完成届  
(道路法第24条「道路工事施工承認」関連)

(西暦) 年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

造園業者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

道路法第24条「道路工事施工承認」に伴う街路樹移植工事について、以下のとおり完成いたしましたので届け出ます。

1. 「道路工事施工承認」整理番号 \_\_\_\_\_ 号

2. 「道路工事施工承認」施工目的 \_\_\_\_\_

3. 街路樹移植工事概要

①移植元（最寄りの住居表示） 金沢市 \_\_\_\_\_

②移植先（最寄りの住居表示） 金沢市 \_\_\_\_\_

③移植工事着工 (西暦) 年 月 日

④移植工事完成 (西暦) 年 月 日

⑤添付書類 · 着工前写真 · 完成後写真 · 移植先位置図

※本街路樹移植工事完成届及び添付書類は次のアドレスに送信願います。

**金沢市緑と花の課 : midobana@city.kanazawa.lg.jp**

[石川県様式]

特定公益的施設新築等工事届出書（道路）

年　月　日

(宛先) 石川県知事

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあっては、各称及び代表者の氏名)

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例第27条第1項の規定により、新築等の内容を届け出ます。

施設の場所				
施設の種類	道 路	施設の名称	歩 道	
工事区域の面積	m <sup>2</sup>	工事の種類	施設・その他(増設)	
		施設の面積	備 考	
		m <sup>2</sup>		
合 計		m <sup>2</sup>		
工事着手予定日	年 月 日	工事完成予定日	年 月 日	
連絡先	(法人名又は氏名) (住所)			(担当者名) (電話)
※ 市町村受付	※ 土木事務受付	※審査終了通知年月日番号		
年 月 日	年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号	第 号		